

おくやみハンドブック

相模原市



ご遺族の皆さまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

相模原市では、亡くなられた方に関する
市役所での手続きと
市役所以外の主な手続きをまとめた
おくやみハンドブックを作成いたしました。
この冊子が、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、
担当窓口までお問い合わせください。

相模原市役所

もくじ

ご遺族の皆さまへ	P.01
身近な人が亡くなられた後の手続等の流れ(目安)	P.03
市役所での手続きチェックリスト	P.04
市役所での手続き	P.05
区民課・まちづくりセンター・出張所・連絡所一覧	P.24
その他の主な手続き	P.25

相模原市コールセンター

一般的な質問について回答

☎ 042-770-7777

午前 8 時～午後 9 時（年中無休）

手続検索サービス『わたしの手続案内』



パソコンやスマートフォンから質問に答えていくだけで、必要な手続きが分かる手続き検索サービスです。ぜひご利用ください。

<https://tetsuzuki.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

相模原市 おくやみ窓口のご案内

身近な方が亡くなられた後の、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう市役所における手続きを案内する窓口です。（事前予約制）
おくやみ窓口を利用しなくても、直接担当窓口で手続きできます。



予約専用電話 042-769-6129

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

（土日祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）

設置場所：相模原市役所本庁舎 本館 1 階ロビー専用ブース

身近な人が亡くなられた後の手続き等の流れ(目安)

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習等によって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続	税 金
3 カ 月 以 内	● 葬儀・法要の連絡・調整 ● 通夜・葬儀・告別式 ● 初七日 ● 四十九日 ● 納骨	● 死亡届 ● 健康保険・世帯主変更 ● 年金関係の手続 ● 公共料金等の手続 ● 相続放棄・限定承認 ● 相続財産調査 ● 相続人調査 ● 遺言調査・遺言書の検認	
4 カ 月 以 内			● 所得税の準確定申告
10 カ 月 以 内		● 払戻・解約・名義変更等 ● 遺産分割協議	● 相続税の申告
一 年 以 内	● 一周忌		

相模原市役所での手続きチェックリスト

※一部市役所以外の手続きも含まれています。

区分	亡くなられた方について	該当	参照ページ
住民票・戸籍	3人以上世帯の世帯主だった方	☐	P.05 ～ P.09
	マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カードをお持ちの方	☐	
	住民基本台帳カードをお持ちの方	☐	
	印鑑登録証(さがみはらカード)をお持ちの方	☐	
	外国籍で在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方	☐	
年金	各種年金の受給者または被保険者だった方	☐	P.10
介護保険	介護保険被保険者証等をお持ちだった方	☐	P.11 ～ P.12
	高額介護(介護予防)サービス費を受給されていた方	☐	
健康保険	後期高齢者医療の被保険者だった方	☐	P.13 ～ P.14
	国民健康保険の被保険者だった方	☐	
子育て	亡くなられた方に児童がいた方	☐	P.15
税金	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた方	☐	P.16 ～ P.17
	固定資産税が課税されていた方	☐	
	原動機付自転車、軽自動車等を所有されていた方	☐	
	普通自動車を所有されていた方	☐	
その他	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方	☐	P.19 ～ P.23
	重度障害者医療費助成の医療証をお持ちの方	☐	
	ひとり親家庭等医療費助成・こども医療費助成の各医療証をお持ちの方	☐	
	被爆者健康手帳をお持ちの方	☐	
	特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方	☐	
	市営霊園の墓所を使用されていた方	☐	
	生産緑地で営農されていた方	☐	
	水道料金の名義人だった方	☐	
	下水道使用料の名義人だった方	☐	
	市営住宅に入居されていた方	☐	
	し尿のくみ取りを利用されていた方	☐	
	犯罪や交通事故の被害にあわれた方	☐	

市役所での手続き

※区民課、まちづくりセンター、出張所、連絡所の場所等についてはP.24をご参照ください。

住民票・戸籍

死亡届・埋火葬許可証

(※葬儀社が代行する場合があります。)

死亡の事実を知った日を含め 7 日以内に死亡届を出してください。

届出に基づき、埋火葬許可証を交付します。

相模原市営斎場を利用する場合は、事前に斎場に予約をしてから死亡届を出してください。

持ち物

- 死亡届(死亡診断書に医師による証明のあるもの)1通

受付窓口(申請先)

- 死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地のいずれか1か所

【相模原市の場合】

- 平日 午前8時30分から午後5時まで
 - 各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、連絡所(牧野、佐野川のみ)
- 第2、第4土曜日 午前8時30分から正午まで
 - 各区役所区民課

問い合わせ先

- 死亡届
緑区役所 区民課 戸籍班
緑区合同庁舎2階
☎ 042-775-8804
中央区役所 区民課 戸籍班
市役所本館1階
☎ 042-769-8337
南区役所 区民課 戸籍班
南区合同庁舎1階
☎ 042-749-2132
- 火葬の予約
相模原市営斎場
☎ 042-744-3330

世帯主変更

世帯主が亡くなられた後の世帯に、世帯員が2人以上残っている場合、新たに世帯主を決めていただく必要があります。亡くなられた日を含め 14 日以内に手続きを行ってください。

持ち物

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など官公署が発行した顔写真付きのものは1点、健康保険資格確認書等は2点)

受付窓口(申請先)

- 平日 午前8時30分から午後5時まで
 - 各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、連絡所(牧野、佐野川のみ)
- 第2、第4土曜日 午前8時30分から正午まで
 - 各区役所区民課

問い合わせ先

- 緑区役所 区民課 住民基本台帳班
緑区合同庁舎2階
☎ 042-775-8803
中央区役所 区民課 住民基本台帳班
市役所本館1階
☎ 042-769-8227
南区役所 区民課 住民基本台帳班
南区合同庁舎1階
☎ 042-749-2131

マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、住民基本台帳カード、 印鑑登録証(さがみはらカード)をお持ちの方が亡くなられたとき

亡くなられた方の各種カードは自動的に廃止されます。印鑑登録証(さがみはらカード)をお持ちの場合は下記窓口にご返却ください。マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、下記窓口にご返却いただくか裁断して処分してください。なお、税金や死亡保険金等の手続きでマイナンバーの提示が必要な場合がありますので、マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カードは、諸手続きが終わるまで保管してください。

※個人番号通知書は返却の必要はありません。

持ち物

- マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証(さがみはらカード)

受付窓口(申請先)

- 平日 午前8時30分から午後5時まで
 - 各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、連絡所(牧野、佐野川のみ)
- 第2、第4土曜日 午前8時30分から正午まで
 - 各区役所区民課

問い合わせ先

緑区役所 区民課 住民基本台帳班
緑区合同庁舎2階

☎ 042-775-8803

中央区役所 区民課 住民基本台帳班
市役所本館1階

☎ 042-769-8227

南区役所 区民課 住民基本台帳班
南区合同庁舎1階

☎ 042-749-2131

memo

戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)

死亡届をご提出いただいてから、死亡の記載がされるまで、日数がかかります。

※相模原市に本籍がある方で、相模原市に死亡届を提出された場合は1週間程度、他の市町村に提出された場合は2週間程度かかります。

請求できる方は、同じ戸籍に記載されている人と直系の親族です。

その他の方の請求については、本籍地の自治体へお問い合わせください。

持ち物

- 相模原市に本籍がある方
本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など官公署が発行した顔写真付きのものは1点、健康保険資格確認書等は2点)
- 相模原市に本籍がない方(広域交付による請求※)
本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など官公署が発行した顔写真付きのもののみ受付可能です。)

※広域交付による請求:令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍全部事項証明書等の交付請求ができるようになりました。相模原市に本籍がない方でも相模原市の窓口で請求できますが、郵送や代理人による請求、個人事項証明書の請求はできませんのでご注意ください。

受付窓口(申請先)

- 平日 午前8時30分から午後5時まで
 - 各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各連絡所
- 第2、第4土曜日 午前8時30分から正午まで
 - 各区役所区民課

問い合わせ先

- 戸籍の記載事項について
緑区役所 区民課 戸籍班
緑区合同庁舎2階
☎ 042-775-8804
中央区役所 区民課 戸籍班
市役所本館1階
☎ 042-769-8337
南区役所 区民課 戸籍班
南区合同庁舎1階
☎ 042-749-2132
- 戸籍証明書の発行について
緑区役所 区民課 住民基本台帳班
緑区合同庁舎2階
☎ 042-775-8803
中央区役所 区民課 住民基本台帳班
市役所本館1階
☎ 042-769-8227
南区役所 区民課 住民基本台帳班
南区合同庁舎1階
☎ 042-749-2131

住民票(除票)

亡くなられた方の住民票は除票となり、生前同じ世帯であった方とは別の住民票となります(マイナンバーの記載はできません。)。請求については、お問い合わせください。

持ち物

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など官公署が発行した顔写真付きのものは1点、健康保険資格確認書等は2点)
- 請求者と亡くなった方との関係がわかる書類(戸籍謄本等)
※相模原市にある戸籍や住民票で関係がわかる場合は不要。
※使用目的や提出先が分からないと発行できません。
詳しくはお問い合わせください。

受付窓口(申請先)

- 平日 午前8時30分から午後5時まで
 - 各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各連絡所
- 第2、第4土曜日 午前8時30分から正午まで
 - 各区役所区民課

問い合わせ先

緑区役所 区民課 住民基本台帳班
緑区合同庁舎2階

☎ 042-775-8803

中央区役所 区民課 住民基本台帳班
市役所本館1階

☎ 042-769-8227

南区役所 区民課 住民基本台帳班
南区合同庁舎1階

☎ 042-749-2131

外国籍の方が亡くなられたとき

亡くなられた日から14日以内に、親族(または同居人)の方に、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局横浜支局に直接お持ちいただくか、下記の【郵送による場合の返納先】にお送りください。

持ち物(郵送する物)

- 問い合わせ先へご確認ください。

受付窓口(申請先)

【返納先】

- 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7
東京出入国在留管理局 横浜支局
- 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎
東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所

【郵送による場合の返納先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11
東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室
※封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。

問い合わせ先

- 東京出入国在留管理局横浜支局
☎ 0570-045259
(IP電話・海外から:045-769-1729)
- 外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-013904
(IP電話・海外から:03-5796-7112)

亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍のとき

亡くなられた方の配偶者やお子様など、ご家族が外国籍の場合は、死亡届から14日以内に東京出入国在留管理局横浜支局へ届出が必要な場合があります。(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

持ち物

- 問い合わせ先へご確認ください。

受付窓口(申請先)

- 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7
東京出入国在留管理局 横浜支局
- 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎
東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所

問い合わせ先

- 東京出入国在留管理局横浜支局
☎ 0570-045259
(IP電話・海外から:045-769-1729)
- 外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-013904
(IP電話・海外から:03-5796-7112)

年金

亡くなられた方が受給または加入していた年金の種類によって、手続き内容、問い合わせ窓口が異なります。基礎年金番号がわかるもの(年金証書、基礎年金番号通知書または年金手帳)をご用意のうえ、下記問い合わせ先にご確認ください。

持ち物

- 問い合わせ先へご確認ください。

受付窓口(申請先)

- 問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先

- 厚生年金及び国民年金の受給者・加入者
 - ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
※050で始まる電話からは
☎ 03-6700-1165
 - 相模原年金事務所
☎ 042-745-8101
※加入状況等により、市役所国保年金課で
手続きできる可能性があります。
 - 国保年金課 市役所本館1階
☎ 042-769-8228
- 共済年金の受給者・加入者
各共済組合にお問い合わせください。

memo

介護保険

相模原市の介護保険被保険者証等の交付を受けている方(65歳以上の方、40～64歳の要介護・要支援認定を受けていた方)が亡くなられたときは、死亡届の提出により資格が喪失されます。※介護保険資格喪失届を提出する必要はありません。

被保険者証等の返却

被保険者証(お持ちの方は負担割合証、負担限度額認定証等)を下記窓口にご返却ください。

※要介護・要支援認定を受けていた方は、諸手続きに使用することがありますので、必要な手続きが完了(ケアマネジャー等に確認)した後にご返却ください。

持ち物

- 被保険者証(お持ちの方は負担割合証、負担限度額認定証等)

受付窓口(申請先)

- 緑区役所区民課、南区役所区民課、各まちづくりセンター
(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、
各出張所、各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター
- 郵送で返却する場合は介護保険課
(〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15)

問い合わせ先

介護保険課 あじさい会館4階

- 総務・給付班 ☎ 042-707-7058
- 保険料班 ☎ 042-769-8321
- 認定班 ☎ 042-769-8342

認定結果

介護認定の申請中の方が亡くなられた後でも、認定調査が完了し、主治医意見書の提出を受けた状態であれば認定結果が出ます。その際には被保険者証は送られず、認定結果通知書のみが送付されます。

サービスの利用がなく、認定の必要がなくなった場合は、取下げの申し出が必要になりますので、認定班までご連絡ください。なお、認定結果が出る前にサービスを利用していた場合、取下げにより自己負担が発生する場合がありますので、担当のケアマネジャー等に確認をお願いします。

問い合わせ先

介護保険課 あじさい会館4階

- 認定班 ☎ 042-769-8342

介護保険料

65歳以上の方の保険料は、資格喪失日(死亡日の翌日)の前月までの金額を月割で計算し、前回ご案内した金額から変更がある場合には、死亡届を受理した翌月以降にお知らせします。また、すでにご納付いただいた保険料について還付等がある場合にも、後日お知らせします。いずれの場合もお知らせの送付先は、亡くなられた方の住所地になりますので、その住所地でお受け取りができない場合は、送付先変更の手続きをお願いします。

問い合わせ先

介護保険課 あじさい会館4階

- 保険料班 ☎ 042-769-8321

介護保険の通知等の送付先変更に関する申立て

介護保険の通知等は、亡くなられた方の住所地にお送りしますので、どなたも住んでいない場合などは、送付先を変更する手続き(「送付先変更に関する申立書」の提出)が必要です。なお、既に送付先変更されている方は、改めて提出する必要はありません。

持ち物

- 本人確認書類(運転免許証、保険証等)

受付窓口(申請先)

- 緑区役所区民課、南区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター
- 「送付先変更に関する申立書」は窓口に着いてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、申立書には申立人の身分証明書の写しの添付が必要です。
- 郵送の場合は介護保険課
(〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15)

問い合わせ先

介護保険課 あじさい会館4階

- 総務・給付班 ☎ 042-707-7058
- 保険料班 ☎ 042-769-8321
- 認定班 ☎ 042-769-8342

高額介護(介護予防)サービス費

介護認定を受けていて、介護保険高額介護(介護予防)サービス費の口座変更が必要な場合は、総務・給付班までご連絡ください。

持ち物

- 通帳等振込口座がわかるもの

問い合わせ先

介護保険課 あじさい会館4階

- 総務・給付班 ☎ 042-707-7058

後期高齢者医療制度・国民健康保険の葬祭費等

「神奈川県の後期高齢者医療制度に加入されている方」または、「相模原市の国民健康保険に加入している方」が亡くなられたときは、死亡届の提出により資格が喪失されます。被保険者証または資格確認書をご返却ください。また、申請により、葬祭費が支給されます。なお、後期高齢者医療制度、国民健康保険以外の保険に加入されている方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の葬祭費

(75歳以上の方及び65歳から74歳までの広域連合から障害認定を受けた方)

被保険者が亡くなられたとき、申請により、葬祭を行った方からの申請に対し、葬祭費(5万円)が保険者(神奈川県後期高齢者医療広域連合)から支給されます。申請書(2枚複写式)は原則として死亡届のご提出から3週間ほどで生前のご住所(書類の送付先変更をされている場合はご指定の送付先)に送付されます。

持ち物

- 亡くなられた方の被保険者証または資格確認書
※すでに返却された場合は不要です。
- 喪主および亡くなられた方のお名前、葬祭を行った日が確認できるもの(会葬礼状、葬儀の領収書など)
- 預金通帳など振込先の口座がわかるもの
- 申請者(喪主)と振込先の口座名義が異なる場合や添付書類がない場合は、申請者(喪主)の印かん(朱肉を使用するもの)(認印可)
※葬祭費の申請は、葬祭を行った日の翌日から2年以内に行ってください。

受付窓口(申請先)

- 国保年金課、各区役所区民課(中央区役所を除く)、各まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野、橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター

問い合わせ先

市後期高齢者医療コールセンター
☎042-707-8787

後期高齢者医療制度の保険料

資格の喪失日（死亡日の翌日）の前月までを計算し、後日、亡くなられた方の生前のご住所（書類の送付先変更をされている場合はご指定の送付先）に保険料の変更決定通知書を送付します。

問い合わせ先

市後期高齢者医療コールセンター
☎042-707-8787

国民健康保険の葬祭費

（74歳以下の方）

被保険者が亡くなられたとき、申請により、葬祭を行った方に対し、葬祭費（5万円）が支給されます。

持ち物

- 亡くなられた方の被保険者証または資格確認書
※すでに返却された場合は不要です。
- 会葬礼状、葬祭業者が発行した申請者宛ての請求書の写し、領収書の写しのいずれか
- 預金通帳など振込先の口座がわかるもの
※葬祭費の申請は、葬祭を行った日の翌日から2年以内に行ってください。

問い合わせ先

市国民健康保険コールセンター
☎ 042-707-8111

受付窓口（申請先）

- 国保年金課、各区役所区民課（中央区役所を除く）、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所

国民健康保険税

資格の喪失日（死亡日の翌日）の前月分まで課税されますので、後日、亡くなられた方の住所地に更正通知書を送付します。亡くなられた方が世帯主の場合、納税義務は相続人に継承されご納付いただくことになります。

問い合わせ先

市国民健康保険コールセンター
☎ 042-707-8111

亡くなられた方に児童がいる場合

亡くなられた方が児童手当や児童扶養手当を受給していた場合、児童(※)の新しい養育者(父、母、祖父母等)が手当の認定請求を行ってください。手当の未払い分が残っている場合は、未払い請求書もご提出ください。

※0歳～高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)の子ども

持ち物

- 預金通帳など振込先の口座がわかるもの
- 窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証等)

受付窓口(申請先)

- 各区子育て支援センター、各まちづくりセンター
(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)

問い合わせ先

子育て給付課 市役所本館4階
手当給付班
☎ 042-769-8232

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

税

個人市民税・県民税・森林環境税

市民税・県民税・森林環境税はその年の1月1日現在の状況に応じて課税しますので、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、納税義務が生じます。納税義務は相続人に継承され、その年度の市民税・県民税・森林環境税は相続人に納付していただくことになります。なお、相続人となる方(相続人が複数いる場合は代表者を決めて)は市民税課に「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。

持ち物

- 届出人及び相続人代表者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

受付窓口(申請先)

- 市民税課賦課班、緑市税事務所、南市税事務所

問い合わせ先

市民税課 市役所第2別館1階
賦課班
☎ 042-769-8221

固定資産税

亡くなられた方の固定資産税に関する書類を受け取る代表者を相続人の中から指定いただくとともに、現所有者(相続人)の申告をしていただく必要があります。自分が現所有者(相続人)であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。詳しくは資産税課賦課・償却資産班へお問い合わせください。

また、固定資産税は、登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登録されている方に課税しますので、土地・家屋の所有権移転の登記手続き又は未登記家屋の名義変更手続きを行ってください(相続登記申請は令和6年4月1日から義務化されています。)。所有権移転の登記手続き方法については、土地・家屋を管轄する地方法務局(登記所)へ、未登記家屋の名義変更手続きについては、資産税課家屋評価第1班へお問い合わせください。

持ち物

- 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書:
届出人及び相続人代表者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
※未登記家屋の名義変更に必要な持ち物は、資産税課家屋評価第1班へご確認ください。

受付窓口(申請先)

- 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書:
資産税課賦課・償却資産班、緑市税事務所、南市税事務所
- 未登記家屋の名義変更:資産税課家屋評価第1班

問い合わせ先

- 資産税課 市役所第2別館2階
賦課・償却資産班 ☎ 042-769-8223
家屋評価第1班 ☎ 042-769-8224
- 横浜地方法務局相模原支局
☎ 042-753-2110

軽自動車税(種別割)

亡くなられた方に課税されていた原動機付自転車・軽自動車等は、相続人の方に廃車や名義変更等の手続きをしていただく必要があります。車種に応じて手続き等が異なるため、問い合わせ先をご確認下さい。

持ち物

- ・ナンバープレート(本市交付)
- ・標識交付証明書(本市交付)
- ・届出人の本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのものは1点、健康保険証等顔写真付きでないものは2点)
- ・死亡された方の死亡日が分かる書類
- ・届出を行う親族の方と死亡された方の続柄がわかる書類
- ・譲渡証明書(名義変更を行う場合)

受付窓口(申請先)

- 市民税課(市役所第2別館1階)
住所:中央区中央2-11-15
- 緑市税事務所(緑区合同庁舎5階)
住所:緑区西橋本5-3-21
- 南市税事務所(南区合同庁舎3階)
住所:南区相模大野5-31-1
- 城山まちづくりセンター(城山総合事務所内)
住所:緑区久保沢1-3-1
- 津久井まちづくりセンター(津久井総合事務所内)
住所:緑区中野633
- 相模湖まちづくりセンター(相模湖総合事務所内)
住所:緑区与瀬896
- 藤野まちづくりセンター(藤野総合事務所内)
住所:緑区小淵2000

問い合わせ先

- 原動機付自転車(排気量125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター、フォークリフト等)、ミニカー
市民税課 市役所第2別館1階
諸税証明班
☎ 042-769-8297
- 三輪・四輪以上の軽自動車(排気量660cc以下)
軽自動車検査協会 神奈川事務所
相模支所
☎ 050-3816-3120
- 軽二輪車(排気量125cc超 250cc以下)、二輪の小型自動車(排気量250cc超)
関東運輸局神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2037

普通自動車税

普通自動車の所有者が亡くなられた場合、その自動車を相続した方への名義変更の登録手続きをする必要があります。

持ち物

- 問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先

関東運輸局神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2037

memo

その他

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

手帳等の返却のお手続きについて、ご確認ください。

持ち物

- 手帳
- 届出人の本人確認書類
- その他、受けられているサービス等により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは下記問い合わせ先にてご確認ください。

問い合わせ先

【緑区在住の方】

(橋本・大沢地区)	緑高齢・障害者相談課	● 身体・知的福祉班 ☎ 042-775-8810
		● 精神保健福祉班 ☎ 042-775-8811
(城山地区)	城山福祉相談センター	☎ 042-783-8136
(津久井地区)	津久井高齢・障害者相談課	☎ 042-780-1412
(相模湖地区)	相模湖福祉相談センター	☎ 042-684-3215
(藤野地区)	藤野福祉相談センター	☎ 042-687-5511

【中央区在住の方】	中央高齢・障害者相談課	● 身体・知的福祉班 ☎ 042-769-9266
		● 精神保健福祉班 ☎ 042-769-9806

【南区在住の方】	南高齢・障害者相談課	● 身体・知的福祉班 ☎ 042-701-7722
		● 精神保健福祉班 ☎ 042-701-7715

重度障害者医療費助成の医療証

医療証をご返却ください。

持ち物

- 医療証

受付窓口(申請先)

- 各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター、各まちづくりセンター等

問い合わせ先

高齢・障害者支援課 障害支援班
☎ 042-769-8355

ひとり親家庭等医療費助成・こども医療費助成の各医療証

医療証をご返却ください。

持ち物

- 医療証

受付窓口(申請先)

- 各区子育て支援センター、各まちづくりセンター等

問い合わせ先

子育て給付課 医療給付班

☎ 042-704-8908

被爆者健康手帳

手帳をご返還ください。なお、葬祭を行った方に葬祭料が支給されます。

持ち物

- 被爆者健康手帳
- 死亡を証する書類(死亡診断書や住民票の除票など)
- 各種手当を受給されていた場合は、その手当証書

受付窓口(申請先)

- 各保健センター

問い合わせ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課援護グループ

☎ 045-210-4907

特定医療費(指定難病)医療受給者証

受給者証をご返納ください。また、お手続きについて、ご確認ください。

持ち物

- 特定医療費(指定難病)医療受給者証

受付窓口(申請先)

- 各保健センター

問い合わせ先

疾病対策課 難病対策班

☎ 042-769-8324

市営霊園の墓所使用者

墓所の使用者が亡くなられた場合、承継(名義変更)のお手続きが必要になりますので、下記問い合わせ先にご確認ください。

持ち物

- 市ホームページまたはお電話にてご確認ください。

問い合わせ先

公園課 企画・管理班
☎ 042-769-8243

生産緑地地区制度

農業の主たる従事者が亡くなられた場合は、市に生産緑地の買取り申し出をすることができますので、お手続きについてご確認ください。

持ち物

- 制度の詳細(持ち物等)については、問い合わせ先までご確認ください。

問い合わせ先

都市計画課
☎ 042-769-8247

水道料金

水道契約の名義人の方が亡くなられた場合はお手続きが必要になります。相模原市内は神奈川県営水道と市営簡易水道の2つの事業者が水道水の供給を行っております。事前に給水区域をご確認の上、お問い合わせください。

【市営簡易水道の給水区域】

緑区(青根地区及び牧野・名倉地区の一部)

【神奈川県営水道の給水区域】

緑区(上記地域以外)、中央区全域、南区全域

※本市の水道は、市民の約99.5パーセントが神奈川県営水道により給水されています。なお、緑区内の一部では、地元組合が運営する小規模水道(組合水道)が供給を行っている地域もあります。

問い合わせ先

(市営簡易水道)
津久井土木事務所 簡易水道班
☎ 042-780-8210

(県営水道)
神奈川県営水道お客さまコールセンター
☎ 0570-005959(ナビダイヤル)

下水道使用料

下水道使用者名義人が亡くなられた場合には、お手続きについてご確認ください。

問い合わせ先

【公共下水道をお使いの方(使用料を県営水道料金と一括納付している方)】

神奈川県営水道お客さまコールセンター

☎ 0570-005959(ナビダイヤル)

【公共下水道をお使いの方(地下水を使用している方)】

【市設置高度処理型浄化槽をお使いの方】

【農業集落排水処理施設をお使いの方】

下水道料金課

☎ 042-769-8376

市営住宅

市営住宅に入居されていた方が亡くなられた場合には、お手続きについてご確認ください。

問い合わせ先

住宅課

☎ 042-769-8256

し尿のくみ取り利用

定期的に収集が必要な一般家庭等のくみ取りトイレで、変更や廃止がある場合には、お手続きについてご確認ください。

受付窓口(申請先)

- 緑区(橋本・大沢地区)、中央区、南区
最寄りのまちづくりセンター
(橋本・中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、
区役所区民課、相模台収集事務所
- 緑区(城山・津久井・相模湖・藤野地区)
最寄りのまちづくりセンター、出張所、津久井クリーンセンター

問い合わせ先

【緑区の橋本・大沢地区の方、中央区、南区にお住まいの方】

相模台収集事務所

☎ 042-742-0042

【緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区にお住まいの方】

津久井クリーンセンター

☎ 042-784-2711

犯罪や交通事故の被害にあい亡くなられた場合

犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口では、犯罪や交通事故の被害にあい亡くなられた方のご家族からのご相談をお受けし、被害後に直面するさまざまな問題について、必要な情報や支援制度等をご案内します。

問い合わせ先

犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口(交通・地域安全課内)

☎ 042-769-1397

ご案内

さがみはら わかち合いの会(自死遺族の集い)

身近な人、大切な人を自死(自殺)によって亡くされた方々が集い、安心して胸のうちをわかち合う場(語れる場)です。

問い合わせ先

精神保健福祉センター

☎ 042-769-9818

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

区民課・まちづくりセンター・出張所・連絡所等一覧

※各窓口で取り扱う業務は、事前にご確認ください。

	名称	所在地	電話番号
緑区	区民課	252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎2階	042-775-8803
	橋本駅連絡所	252-0143 緑区橋本6-2-1 イオン橋本店6階 シティ・ブラザはしもと内	042-700-2730
	大沢まちづくりセンター	252-0135 緑区大島1776-5	042-761-2610
	城山まちづくりセンター	252-5192 緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所本館1階	042-783-8103
	津久井まちづくりセンター	252-5172 緑区中野633 津久井総合事務所本館1階	042-780-1400
	串川出張所	252-0156 緑区青山1012	042-784-2604
	鳥屋出張所	252-0155 緑区鳥屋1064	042-787-0611
	青野原出張所	252-0161 緑区青野原1250-1	042-787-0002
	青根出張所	252-0162 緑区青根1372-1	042-787-2511
	津久井中央連絡所	252-0159 緑区三ヶ木414	042-784-2400
	相模湖まちづくりセンター	252-5162 緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階	042-684-3214
	藤野まちづくりセンター	252-5152 緑区小淵2000 藤野総合事務所1階	042-687-5514
	牧野連絡所	252-0186 緑区牧野4232	042-689-2121
	佐野川連絡所	252-0181 緑区佐野川2903	042-687-2606
中央区	区民課	252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所本館1階	042-769-8227
	相模原駅連絡所	252-0231 中央区相模原1-1-3 相模原駅ビル セレオ相模原4階	042-776-3173
	大野北まちづくりセンター	252-0233 中央区鹿沼台1-10-20	042-752-2023
	田名まちづくりセンター	252-0244 中央区田名4834	042-761-0056
	上溝まちづくりセンター	252-0243 中央区上溝7-7-17	042-762-0079
南区	区民課	252-0377 南区相模大野5-31-1 南区合同庁舎1階	042-749-2131
	相模大野駅連絡所	252-0303 南区相模大野3-2-1 bono相模大野ノースモール4階	042-702-5514
	大野中まちづくりセンター	252-0344 南区古淵3-21-1	042-742-2226
	麻溝まちづくりセンター	252-0335 南区下溝594-6	042-778-1006
	新磯まちづくりセンター	252-0327 南区磯部916-3	046-251-0014
	相模台まちづくりセンター	252-0321 南区相模台1-13-5	042-744-1609
	相武台まちづくりセンター	252-0325 南区新磯野4-1-3	046-251-5373
	東林まちづくりセンター	252-0312 南区相南1-10-10	042-744-5161

その他の主な手続き

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への 加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	すみやかに	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の基礎年金番号通知書又は年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、受取人のマイナンバーが分かるもの、振込先口座番号とカナ氏名がわかるもの 〈手続先〉 お近くの年金事務所または、街角の年金相談センター 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には65歳から国民年金の老齢基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

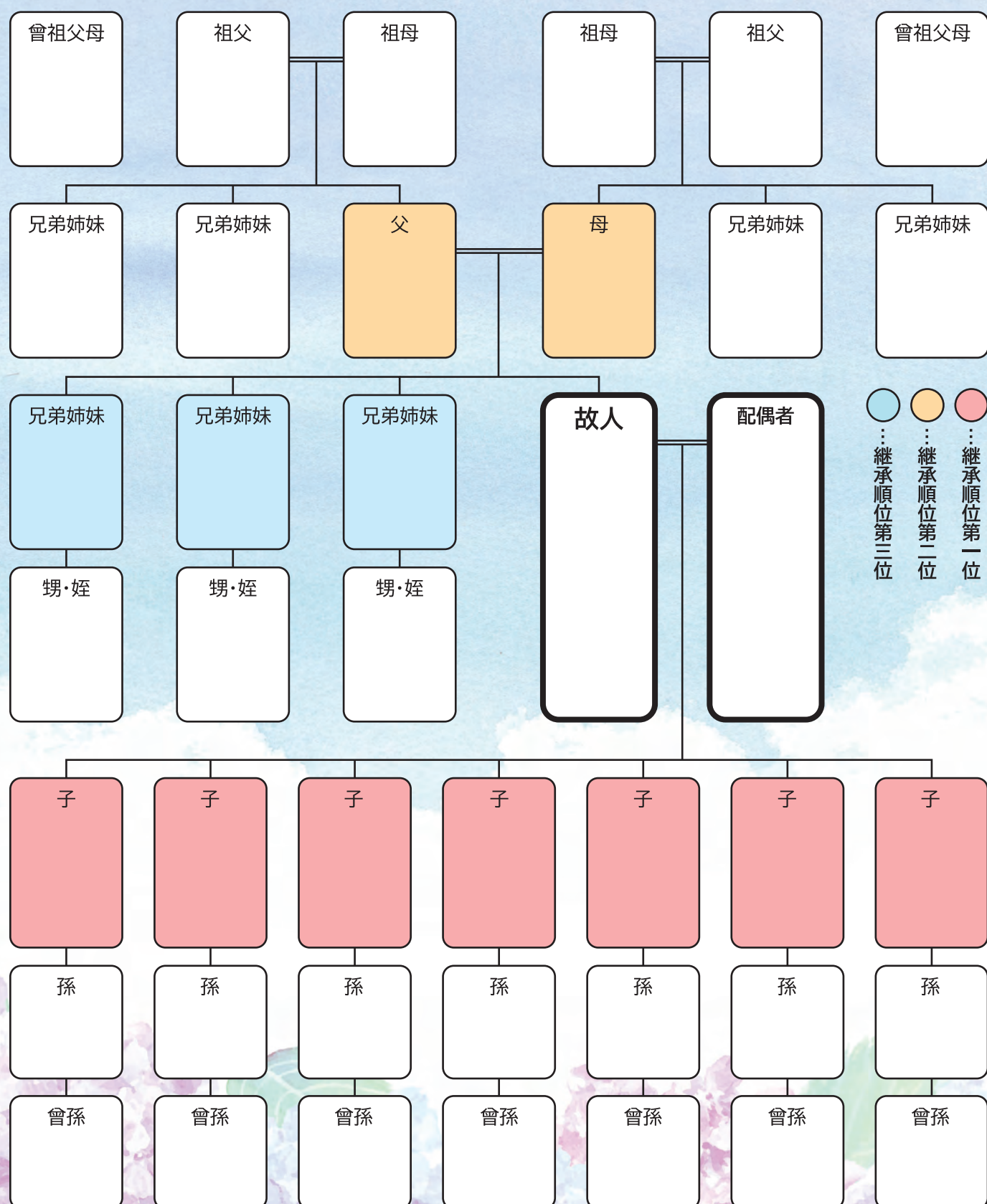
項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

その他の相続に関する手続き/相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を特定するためには、故人の全ての戸（除）籍謄本が必要です。戸籍は、出生から結婚、転籍や戸籍の電子化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。役所の窓口では「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です。」と申し出てください。
☒	遺言書の探索		公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 自筆証書遺言は、遺言者自身で自宅や貸金庫等で保管するだけでなく、法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用して保管している場合があります。調査に必要な書類や手続きの詳細は、法務局(☎042-753-2110)に問い合わせてください。
☒	遺言書の検認		①遺言者自身で自宅や貸金庫等で保管していた自筆証書遺言の場合は、開封することなく発見時そのままの状態家庭裁判所に検認を請求する必要があります。 ②遺言書を保管又は発見した相続人は、そのままの状態家庭裁判所の検認手続きをする必要があります。ただし、公正証書遺言や法務局で保管している自筆証書遺言は、検認の必要はありません。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることが出来ます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・ 限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
☒	所得税の 準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の 申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円 ×法定相続人の数
☒	相続の登記	3年以内	不動産(土地・建物)を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

ご遺族メモ/家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
企業年金・個人年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

発	行	相模原市役所
編 集	／ 制 作	株式会社 鎌倉新書
発	行 年	2025年3月作成

